

「県民カレッジ夢パレットさが」設置要綱

（目的）

第1条 県民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、県内の生涯学習関連機関・団体が実施している講座やセミナーなどを総合的に体系化し、生涯学習の情報と機会を効果的に県民に提供するとともに、学んだことを評価・活用する「県民カレッジ夢パレットさが」（以下「カレッジ」という。）を設置する。

（組織）

第2条 カレッジに学長及び副学長を置く。

2 学長は、知事をもって充てる。

3 副学長は、佐賀県立生涯学習センター館長をもって充てる。

（職務）

第3条 学長は、カレッジを統括し代表する。

2 副学長は、学長を補佐し、学長が不在のときは、その職務を代理する。

（企画委員会）

第4条 カレッジの円滑かつ効果的な運営に資するため、企画委員会を置くことができる。

2 企画委員会に関し、必要な事項は別に定める。

（事業内容）

第5条 カレッジは、次の事業を行う。

（1）学習機会の提供

（2）学習情報の提供

（3）学習成果の評価と活用

（実施機関）

第6条 前条に掲げる事業は、カレッジの目的に賛同する機関・団体等（以下「実施機関」という。）が行う。

2 実施機関の構成及び講座の登録については別に定める。

（事務局）

第7条 カレッジの事務を行うため、佐賀県立生涯学習センター内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長は、佐賀県立生涯学習センター副館長をもって充てる。
- 4 事務局長は、学長の命を受け、カレッジの運営に関し必要な事項を処理する。
- 5 事務局員は、佐賀県立生涯学習センター設置条例第3条の規定による佐賀県立生涯学習センターの指定管理者の職員をもって充てる。

(個人情報保護)

第8条 個人情報は、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)の規定に基づき、適正に管理保護されなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、カレッジの運営に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。